

入 札 説 明 書

公益財団法人広島県下水道公社三原支所（三原市円一町一丁目2番1号）

TEL:0848-67-6585 FAX:0848-67-6590

[illegible]

業 務 委 託 契 約 条 項

- 1 業 務 名 沼田川流域下水道 沼田川浄化センター
脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）
- 2 業務場所 三原市円一町一丁目2番1号
- 3 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札日時 令和8年1月29日(木) 午前10時30分
- 5 入札場所 公益財団法人広島県下水道公社
(太田川流域下水道東部浄化センター)
2階会議室
(広島市南区向洋沖町1番1号)
- 6 業務内容 別冊仕様書のとおり
- 7 その他の事項 契約条項説明書のとおり

上記の業務について、本条項と別冊仕様書に基づいて業務委託契約及び委託業務基本協定書を締結し、契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年12月22日

契約担当職員 公益財団法人 広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌

契 約 条 項 説 明 書

業 務 名	沼田川流域下水道沼田川浄化センター 脱水ケーキ処理業務その1（セメント化）
業務場所	三原市円一町一丁目2番1号
業務期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
入札日時	令和8年1月29日(木) 午前10時30分
入札場所	公益財団法人広島県下水道公社（太田川流域下水道東部浄化センター） 2階会議室（広島市南区向洋沖町1番1号）

1 業 務 の 執 行

この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則を準用し執行する。

2 契 約 に 関 す る 事 項

(1) 契約締結について

落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約の方法

汚泥1トン当たりの単価契約とする。

(4) 契約保証金

ア 契約総額の100分の10に相当する額を納付すること。

ただし、保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、納付を免除する。

イ 契約総額とは、落札価格（入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税（10%）（以下「消費税等」という。）を加えた額）に、仕様書に記載された脱水ケーキの搬出計画量を乗じた額をいう。

(5) 報告

ア 定期報告

毎月又は仕様書に定める基準により、実施した業務の内容を報告すること。

イ 完了報告

全ての業務が完了したときは、完了報告書を提出すること。

(6) 検査

定期報告又は完了報告（手直しの場合を含む。）を受けた日から起算して10日以内に検査を行う。

(7) 支払条件

ア 前金払：なし

部分払：11回

イ 部分払いについては、出来形検査後、完了払いについては、完了検査合格後、各々適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。

3 入 札 に 関 す る 事 項

(1) 最低制限価格、低入札価格調査

なし

(2) 入札書に記載する金額

搬出量1トン当たりの処理費とする。（単価契約）

(3) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※消費税等を除いた価格を入札書に記載すること。

- (4) 課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む。）の届出

契約書には、契約金額に併せて当該取引に係る消費税等の額を明示するので、落札決定者は、課税事業者であるか又は免税事業者であるかの届け出は不要。

- (5) 再度入札

入札金額の全てが予定価格を上回った場合は、入札金額のうち、最低の金額を読み上げて再度入札を行うこととするが、読み上げた最低入札金額以上の入札は認めない。

- (6) 再度入札の回数

再度入札の回数は、5 回までとする。（初回を含めると、6 回まで）

- (7) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、入札開始時にその代理権を証する書面（委任状）を提出すること。

- (8) 入札辞退

ア 入札への参加を辞退する場合は、入札開始前に「辞退届」を提出すること。

イ 再度入札を辞退する場合は、その場で申し出ること。

- (9) 最低の金額を入札した者が複数の場合

予定価格の範囲内で最低の金額を入札した者が複数の場合は、くじにより落札者を決定する。くじを辞退することはできない。くじを引かない場合には、公社職員が代わってくじを引く。

- (10) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。（広島県契約規則第 2 1 条第 1 項各号を準用。）

ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

エ 入札者が二以上の入札をしたとき。

オ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札したとき。

カ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき。

キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

ケ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

4 業 務 内 容

別冊仕様書のとおり。

5 その他注意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。

- (2) 一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請契約により業務を実施する等契約当事者間の信頼を損う行為は行わないこと。

6 特約事項

この入札による契約は、当該契約に係る令和 8 年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

(参考) 入札参加資格確認申請書に添付する書類

【単独企業の場合】

書 類 名	確認欄
誓約書	☐
産業廃棄物処分業許可証 (写)	☐
産業廃棄物収集運搬業許可証 (写)	☐
納税証明書《広島県税》 (広島県税事務所)	☐
納税証明書《消費税及び地方消費税》 (税務署)	☐
業態調書	☐
予定数量以上の年間処理能力・実績を示す書類	☐

【共同企業体の場合】

書 類 名		確認欄
共通	特定共同企業体入札参加資格審査申請書	☐
	共同企業体協定書	☐
	委任状 (共同企業体内での入札権限委任)	☐
	使用印鑑届	☐
代表者	委任状 (支社長等へ権限委任する場合)	☐
構成員 (処分業)	誓約書	☐
	産業廃棄物処分業許可証 (写)	☐
	納税証明書《広島県税》 (広島県税事務所)	☐
	納税証明書《消費税及び地方消費税》 (税務署)	☐
	予定数量以上の年間処理能力・実績を示す書類	☐
	業態調書	☐
構成員 (収集運搬業)	誓約書	☐
	委任状 (支社長等へ権限委任する場合)	☐
	産業廃棄物収集運搬業許可証 (写)	☐
	納税証明書《広島県税》 (広島県税事務所)	☐
	納税証明書《消費税及び地方消費税》 (税務署)	☐
	業態調書	☐
※	委託業務の内容 (処分業務委託契約書第4条関係、別記1)	☐
	委託業務の内容 (収集運搬業務委託契約書第4条関係、別記1)	☐

※ 契約書作成のため、可能であれば添付してください。